

地方就職支援金交付申請書

年 月 日

長門市長 様

長門市地方就職支援金交付要綱第4条の規定により、地方就職支援金の交付について申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年	月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場住所			
面接・試験日	年 月 日			
就業開始日	年 月 日			

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用（円）
		（バス停名・駅名・空港名）		

4 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用（円）

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 長門市に元からある（移動させていない）	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）	

6 各種確認事項（該当に○を付けてください）

別紙「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
5年以上継続して、居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない

Bに○をつけた場合は、交付対象となりません。

**【添付書類】**

(1) 全員が提出必須の書類

- ア 写真付き身分証明書の写し（提示により本人確認できる書類）。
- イ 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）
- ウ 交通費、移転費の領収書の写し（移転費はその内容が分かる資料を添えること。）
- エ 就職先企業による就業証明書(別記様式第2号)
- オ 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業・修了年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴が分かる資料を添えること。）、卒業・修了年度の複数月の公共料金領収書等の写し）
- カ その他市長が必要と認める書類。

(2) 在学中に交通費を申請する場合に提出が必要な書類

在学証明書（卒業・修了学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）

### 地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、山口県及び長門市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、長門市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 上記1に基づく求めに応じなかった場合：全額
  - (3) (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
  - (4) (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職支援金の申請日から1年以内に長門市に転入しなかった場合(申請時に既に長門市に住民票がある場合を除く)：全額
  - (5) 地方就職支援金の要件を満たす職を就業開始日から1年以内に辞した場合(退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)：全額
  - (6) 申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満で市外に転出した場合：全額
  - (7) 申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に市外に転出した場合：半額
- 3 居住と就業の状況の確認のため、長門市が住民基本台帳を確認すること及び勤務先へ調査することについて同意します。
- 4 要件を満たす企業等への就職及び就業継続する意思がある。

### 地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

山口県及び長門市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び長門市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。